

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

伊 佐 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 伊佐市全域（旧大口市、旧菱刈町）

(1) 現況

本市は、鹿児島県の最北端に位置し、周囲を九州山脈に囲まれた盆地を形成しており平地の中央部を川内川とその支流が流れている。1年を通じて寒暖の差が大きく冬には雪も積もることから『鹿児島の北海道』と呼ばれている。

令和元年12月時点において、耕地面積は5,269haで、うち田は4,051ha、畑は1,218haとなっており、水田の面積比率が76.9%と高く、冷涼な気候、地形等から県内でも有数の米どころとなっている。

しかし、自由競争・減反政策によりかげりを見せ、営農形態は従来の稲作中心から水稲・畜産・野菜・たばこ等との複合経営に移行しつつある。

本市の基幹産業は農業であり、戦略的な生産・販売・PRに取り組んでいるが、農業就農者の減少・高齢化が進んでおり、また、米価格の低下等の問題で農業離れが深刻な問題となっている。特に中山間地域においては、後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について一部遊休農地となっており、近年増加傾向にある。これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

そのため、地域ぐるみでの共同活動による地域資源の保全管理を推進し、農業・農村の有する多面的機能を適切に維持・発揮させる必要がある。また、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を推進し農業経営の安定化を図り農業を魅力ある職業にする必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、農業者、地域住民を中心に多様な主体の参画が得られるよう取り組み、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農用地、水路、農道等の地域資源の適切な保全管理を推進する。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境と調和した農業の推進に取り組むことを通じて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	伊佐市区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

区域設定なし

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 推進組織への参画

基本方針に定める、県及び市町村、農業者団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行う推進組織に参画する。

(2) 法第3条第3項第2条に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）に関する事項

1) 対象地域及び対象農用地

①対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域（旧山野村）

(イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山

村地域（旧山野村）

(ウ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき
公示された過疎地域（市全域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、
当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満の
緩傾斜農用地をすべて交付金の対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 % 以
上、畑（草地含む。）15%以上の農地

2) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5 年間以上継続して農業生産活動等を行う者
とする。

ア 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第 3 セクター等を含む。）を
対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合
等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協
定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者
との調整を行う。

イ 認定農業者に準ずる者として市長が認定する者とは以下のとおりとする。

(ア) 年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者を有している経営体

(イ) 伊佐市の平均経営以上の経営体

3) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要
及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。